

ミュージックバード「SPACE DiVA」契約約款

株式会社YBS T&L（以下甲という）と、株式会社ミュージックバードが行う衛星デジタル音楽放送「SPACE DiVA」の利用サービスを受ける者（以下乙という）は以下の内容で加入に関する契約を締結します。

第1条（契約の申込方法）

乙はミュージックバード「SPACE DiVA」利用の申し込みに当っては別紙の加入申込書に所定の事項を記入・捺印の上、甲または甲の定める指定取扱店に直接提出する事とします。申し込み後、申し込み内容（住所、氏名、電話番号、支払い口座等）に変更があった場合は直ちに甲の定める書式により甲に対して変更の連絡を行うものとします。

第2条（契約の成立）

契約は前項に従いミュージックバード「SPACE DiVA」加入申込書を甲または甲の定める指定取扱店に提出し甲がその申し込みを承諾した日に成立するものとします。

第3条（受信機器・専用ICカードの貸与）

前条により、契約が成立した場合、甲は乙に対し受信機器と専用ICカード1枚を貸与します。専用ICカードの所有権は、株式会社ミュージックバードに帰属するもので、乙は契約終了まで保管・使用するものとします。なお、専用ICカードは甲の判断により交換される事があります。乙は、専用ICカードの貸与・譲渡・質入、その他の処分をする事は出来ません。

第4条（受信機器・専用ICカードの故障・紛失等）

1. 受信機器の故障についての改善は甲が行います。但し、乙が故意又は過失による故障については修理費用を乙が負担するものとします。
2. 乙は受信機器・専用ICカードの紛失・盗難にあった際は甲にその旨を速やかに届け出て下さい。甲は、速やかに当該カードを無効とする手続きをします。
3. 専用ICカードの再発行を必要とする場合、乙は甲に対して1枚に付き金貳萬円に消費税を付加した額を専用ICカード再発行手数料として支払うものとします。

第5条（受信機器・専用ICカードの返却）

本契約が終了した場合、乙は甲の請求に従って受信機器と専用ICカードの返却を行うものとします。

第6条（料金及び支払い）

1. 料金とは、別紙に記載した受信機器の賃貸料を含む番組供給料金の合計に、消費税等を付加した額となります。
2. 乙は原則として乙の指定口座から甲の指定する日に自動引き落としの方法によって料金を支払うものとします。

第7条（スクランブルの設定）

乙が第6条の規定にもかかわらず支払いを怠った場合、甲は乙の利用している受信機器に対して、受信信号の攪乱・暗号化（スクランブル）を設定し、番組の視聴を不可能にすることができるものとします。

第8条（禁止事項）

1. 番組の複製・編成・改変・削除等著作隣接権を侵害する行為。
2. 番組の第三者への提供。
3. 有料による番組の放送。
4. スクランブルの設定の変更及び解除。
5. 法律に反する用途に利用する行為。

第9条（延滞利息）

乙が第6条に定める料金の支払いを2ヶ月以上延滞した場合は、甲は支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの間について年14.0%の割合で計算した延滞利息を請求できるものとします。

第10条（著作権）

番組制作、放送に伴うすべての著作権の処理は、番組供給者である株式会社ミュージックバードの責任においてこれを行う事とします。但し、乙が本サービスを業務用として二次利用する際に著作権が発生する場合は乙の責任において対処する事とします。

第11条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は第2条に規定する契約成立日から本サービスの申込書に定める期間とし契約期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれから書面による契約の終了もしくは改訂の意思表示がない場合は、契約期間は本契約と同一の内容にて1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第12条（契約の解除等）

甲は、乙が第6条に定める料金の支払いを怠った場合、その他本約款に違反した場合には相当の期間を定めた催告の上、乙に対する本サービスを停止し契約を解除できるものとします。

第13条（乙による中途解約等）

1. 乙の本契約期間中の中途解約は、中途解約希望日の2ヶ月前までに、甲にその旨を通知して甲が確認したときに成立するものとします。
2. 中途解約にあたっては、乙は甲に違約金として契約残期間の月数に第6条に定める料金を乗じた金額を支払うものとします。
3. 甲は乙の理由による解約にあたっては、加入料の返却は行わないものとします。

第14条（免責事項）

天災、事変、降雨減衰、その他気象による視聴障害、ミュージックバードの放送送出設備等の改修など止むを得ない工事により送信が停止した場合の視聴障害については、甲はその責任を負わないものとします。

第15条（付随事項）

表記に付随事項を定めたときには、その条項は本契約と一体となりこれを補完しまたは修正する事とします。

第16条（誠意協議）

本約款に定めていない事項、あるいは解釈に疑問が生じた場合は、甲、乙は互いに信義誠実の原則にたって、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第17条（管轄合意）

本約款に基づく権利義務に基づいてやむを得ず訴訟提起に至る場合は、甲の指定する地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。

付則

1. 甲は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は平成18年7月1日より施行します。